

紙類(資源ごみ)の分け方・出し方

収集は
月1回



地域の不燃ごみ収集日に同じ集積所で収集します。

再生できる紙

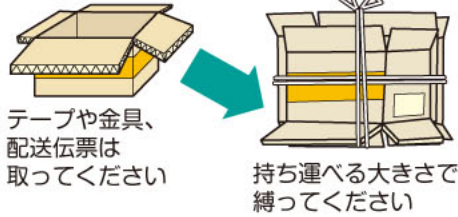
紙類として出せるもの

新聞紙



段ボール

断面が波型のものが対象です
(なければ「その他の紙」に出してください)



その他の紙

「新聞紙」、「段ボール」、「再生できない紙」のどれにもあてはまらないもの



もっと詳しく!!

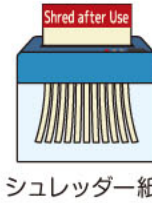
「その他の紙」として出せるもの



食品の紙箱・飲料用紙パック



- ◆紙以外の中身は必ず取り除いてください
- ◆酒パックなどの注ぎ口(プラスチック部分)は埋立ごみへ



ちょっと！工夫！
細かい紙片は紙袋に入れて出しましょう！



紙袋をごみ箱の横に置いて紙ごみが出たら入れるだけ!



再生できない紙 ※可燃ごみとして出してください。

◆防水加工がしてあるもの

例：紙コップ、ビニールコーティングされた紙袋など



◆素材が違うもの

例：銀紙(アルミ)、和紙、ハードカバーの本(カバーの裏地が布製⇒カバー部分を除けばその他の紙で排出可)など



◆窓付き封筒

(セロハン部分を除けばその他の紙で排出可)



◆紙おむつ類



◆写真、ノンカーボン紙(領収書)



◆感熱紙(レシート、FAX用紙)



◆合成紙(手で破れない紙)、油紙

◆アイロンプリント紙

(イラストなどをアイロンで衣類に貼りつけられる紙)



出し方のルール

必ず守ってください

- ◆縛るひもは、できるだけ紙ひもをお使いください。
- ◆段ボール箱に入れた状態で出さないでください。
- ◆束ねる際にガムテープ類を使用しないでください。



市役所本庁、西支所、加佐分室に設置の古紙回収ボックスもご利用ください。(13ページ参照)